

【競輪】新型コロナウイルス感染症対策要綱

2020年6月5日

(2020年10月29日改訂)

(2021年2月12日改訂)

(2021年6月23日改訂)

(2021年11月2日改訂)

(2022年3月23日改訂)

(2022年5月12日改訂)

(2022年7月27日改訂)

(2022年11月29日改訂)

目 次

1. 目 的	2
2. 施行者等の役割	2
3. 検査のさらなる活用・徹底	3
4. 選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について	5
5. 車券発売について	8
6. 有観客開催について	8
7. 開催の可否について	8
8. 開催中止又は開催継続決定時の対応について	9
9. 感染の予防	10
10. 選手管理について	10
11. 従事者等について	17
12. 選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）	17
13. 取引先等の対応について	19
14. クラスター対策特別調査チームについて	19
15. 新型コロナウイルス感染症対策本部連絡網	20

この度の【競輪】新型コロナウイルス感染症対策要綱の改訂につきましては、日本競輪選手養成所専属医であります寺門厚彦医師のご監修のもと行っております。寺門医師にはこの場を借りて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策本部員・関係者一同

1. 目的

本要綱は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年9月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき策定した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）[令和3年11月2日改訂]」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、競輪関係団体で組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において感染拡大防止を図るため、競輪場、場外発売場等において感染拡大防止策を実施することにより安心して安全な開催を確保するとともに、感染者等が確認された場合の対応を定め、正確な情報収集及び情報発信を行うことを目的とする。

2. 施行者等の役割

【競輪施行者・公益社団法人全国競輪施行者協議会】

- ▶ 競輪施行者（以下「施行者」という。）及び公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）は、自転車競技法第49条等に基づき、競輪の安全を確保するため、ガイドライン及び本要綱を遵守し、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置及び対策強化を講じるものとする。

【競輪振興法人】

- ▶ 競輪振興法人は、自転車競技法第24条第8号等に基づき、競輪の円滑な実施のための調査、企画及び立案を行い、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置及び対策強化を講じるものとする。
- ▶ 具体的には、ガイドライン及び本要綱をまとめた冊子等を作成し、競輪選手（以下「選手」という。）が各競輪場でガイドライン等を遵守できるよう啓発普及等を行うとともに、競輪場における入場制限のエリア、マスク着用の徹底及び換気の徹底等が分かる表示の作成に係る企画立案を行う。

【競技実施法人】

- ▶ 競技実施法人は、自転車競技法第40条に基づき、競輪の競技に関する事務を円滑に行えるよう、施行者とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置及び対策強化を講じるものとする。
- ▶ 競輪開催に係る選手及び自転車の管理に関する事務等については、ガイドライン及び本要綱に基づき、競輪場のリスク分析を施行者及び専門家とともにを行い、ガイドライン及び本要綱に抵触する可能性のある措置については、競輪の開催前に是正措置を講じる等、ガイドライン及び本要綱の遵守徹底を図る。
- ▶ 競技実施法人は上記の取組を行い、競輪の開催前にガイドライン及び本要綱の遵守状況を対策本部に報告するものとする。

【管理・運営者】

- ▶管理・運営者は、ガイドライン及び本要綱を遵守するとともに、積極的に、新型コロナウイルス感染防止に必要な措置及び対策強化を講じるものとする。

3. 検査のさらなる活用・徹底

- ▶普段から、健康管理手帳（以下「手帳」といい、手帳の配布対象となっていない者は、健康観察アプリ等のことをいう。）を活用し、毎日の健康状態を把握すること。

a. 抗原検査体制の構築

i. 定期的な抗原検査

- ▶選手は、対策本部から送付される指定の抗原検査キットを用いて原則として毎週月曜日と木曜日に検査を実施する。ただし、対策本部から送付される指定の抗原検査キットが郵便等の遅配等で準備できない場合は、市販の厚生労働省承認の抗原検査キットを使用することができる。

選手は、競輪参加直前に実施した検査結果の「陰性」を確認した上で参加する。

「陰性」の結果証明は、抗原検査キット判定結果を選手本人が写真撮影し、選手管理委員の確認を受ける。

- ▶抗原検査の「陰性」の結果がない選手は、検査不合格とする。

検査日が、開催中（前検日を含む。）に該当する場合は、競輪参加の直前に実施することとする。なお、その場合において、検査日が重複又は連続する場合は、競輪参加の直後に実施することとする。

また、検査日が開催中（前検日を含む。）に2回該当する場合は、競輪参加の直前及び直後に実施することとする。

抗原検査については、専門家の指導に基づき、ガイドラインに定める従事者のうち選手管理エリアにおいて従事する者にも適用する。

ii. 体調不良者への抗原検査

- ▶開催中（前検日を含む。）に発熱（37.5℃以上又は平熱より1℃以上体温が高い場合）、咳、下痢、倦怠感その他体調の異常を訴える、若しくは服薬（風邪薬、頭痛薬等）の処方を希望する選手又は従事者がいる場合、医師または看護師等の判断（地元自治体の医療体制及び保健所の逼迫状況等の客観的な判断も含む）のもと厚生労働省承認の抗原検査キットを使用して検査を実施する^{※1}。結果が「陽性」であった場合は、医師等の判断に基づき対応する。なお「陰性」であって医師等が出走可能と判断した選手は、最終日まで毎日抗原検査を実施する。従事者が「陰性」の場合、当該従事者は、従事者を雇用する者の判断

に従う。

iii. 新型コロナウイルスに感染した選手が発生し、開催を中止打ち切りした場合の抗原検査
▶ 競輪開催を中止打ち切りした場合は、医師等の判断のもと、次のアからウのいずれかに該当する選手については、速やかに厚生労働省承認の抗原検査キットを用いて検査を実施することとし、その他の選手については帰郷後居住地にて、i の抗原検査キットを使用し検査を実施する。

競輪場での検査結果が陽性であった場合は、医師または医療機関等の判断に従う。居住地での検査結果が「陽性」であった場合は、直ちに医療機関等及び選手会に連絡する。

ア. 陽性と判明した選手と同部屋の選手

イ. 陽性と判明した選手と開催初日からの同レースに出走の選手

ウ. 陽性と判明した選手と同県の選手またはその他の選手であって、聞き取り調査の結果、食事や移動を共にしたことが判明した選手など、抗原検査が必要と判断された選手

iv. 開催終了後抗原検査

▶ 新型コロナウイルスに感染した選手（開催終了日を0日として起算し、3日以内に発症した場合（中途欠場者の開催終了日は欠場日とする））の参加が開催終了後に判明した場合、その開催に参加していた選手へ、i の抗原検査キットを使用し、検査を実施することにより、競輪開催を発端とした爆発的な感染の拡大を防止する。検査結果が「陽性」であった場合は、直ちに保健所及び選手会に連絡する。

▶ 参加選手への連絡は、選手会が行うこととする。

開催終了後から選手会の連絡があるまでに3. a. i に定める抗原検査を行っていた場合については、検査を実施する必要はない。

v. 新型コロナウイルスに感染した選手が発生し、開催を継続した場合の抗原検査

▶ 開催期間中（前検日を含む。）については、参加選手全員に対し抗原検査を行う。

vi. 抗原検査結果の迅速な把握と共有

▶ 競輪振興法人は、選手会、競技実施法人と協力し、選手及び競技実施法人の開催執務員の抗原検査の陽性の結果を集約するとともに、新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合は迅速に経済産業省製造産業局車両室（以下「車両室」という。）及び全輪協に共有する。

▶ 情報共有する場合には、個人情報に記載されていることから最大限の注意を払うこととする。

b. その他

関係団体と共有する情報については、選手陽性情報（様式1）、抗原検査結果（様式2）、陽性者が多数発生した競輪場情報（様式3）を使用することとする。

（※1）職場における積極的な検査の促進について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

4. 選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について

選手・従事者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所又は医療機関（以下「保健所等」という。）から確認された場合（保健所等の指示に基づき、確認された場合も含む。）には、ガイドライン5. b. iv及び5. b. vに記載された対応を遵守した上で必ず所属団体を通じ対策本部に報告させるものとし、対策本部はその情報を競輪関係団体に共有する。

また、保健所等の指示に従い、保健所等への調査の協力、消毒の徹底等の措置を講じることとする。

選手に感染が確認された場合の公表の有無については、個人情報保護に十分配慮し、公衆衛生上の要請を踏まえて検討を行い、公表する場合は、ホームページ（keirin.jp）等を行う。従事者に感染が確認された場合の公表については、原則、従事者を雇用する者の判断により雇用する者が公表することとする。

なお、選手及び従事者の感染情報については、国における感染拡大防止の観点から、車両室に早急に報告するものとする。

a. 感染者、濃厚接触者等として確認された場合の対応について

選手、従事者等が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、当該選手及び従事者等の症状等に応じた保健所等の指示に従い、適切に対応するものとする。選手、従事者等が保健所等から濃厚接触者として確認された場合についても同様とする。

i. 選手、従事者等が感染者として確認された場合

【定義】

この要綱において、PCR検査等の結果に基づき、保健所等が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認した者を感染者（以下「感染者」という。）という。

【対応】

- (i) 感染者は、感染者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下「感染後指示期間」という。）は、指示された内容に基づく対応を取り、感染後指示期間内の開催参加、執務等は取り止めることとする。

- (ii) 感染者は、感染者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下「感染前指示期間」という。）における行動状況の調査が保健所等からあった場合には、誠実に回答するものとする。
- (iii) 感染者に対して、保健所等による感染前指示期間における行動状況の調査がなかった場合又は感染前指示期間が7日間より少ない場合には、感染者の所属団体は発症日を0日として前7日間の行動状況の聞き取り調査を行う。（業界独自対応）
- (iv) 競輪開催に参加予定の選手が、参加予定開催の初日から起算して7日前から前検日までの期間において、当該開催を欠場することとなった場合、競輪振興法人は可能な限り追加・流用あっせんを行うものとし、この場合においては、ワクチンを2回以上接種している選手を優先の上、追加・流用あっせんを行うものとする。なお、追加・流用あっせんにおける手続等の詳細については運営調整部会において決定するものとする。

ii. 選手、従事者等が濃厚接触者として確認された場合

【定義】

保健所等から濃厚接触者として確認された者（以下「濃厚接触者」という。）。ただし、保健所等から濃厚接触者に確認されなかったが、濃厚接触者に準じた内容を指示された者については、保健所等からの指示があるまでの間は、濃厚接触者と同様の取扱いとする。

【対応】

- (i) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下「接触後指示期間」という。）は、指示された内容に基づく対応を取り、自宅待機を行う。
- (ii) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下「接触前指示期間」という。）における行動状況の調査があった場合には、誠実に回答するものとする。
- (iii) 濃厚接触者に対して、保健所等から接触後指示期間が示されなかった場合又は接触後指示期間が5日間より少ない場合には感染者との最終接触日を0日として以後5日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

なお、自宅待機の期間については、2日目及び3日目の厚生労働省承認の抗原検査キットを用いた自費検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所等に確認することは要しない。

健康観察期間が3日または5日、いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこととする。

iii. 選手、従事者等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）

【定義】

- (i) 濃厚接触者ではない者で、感染者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領[※] ²などを参考に判断する。
- (ii) 濃厚接触者ではない者で、開催参加中に濃厚接触者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、(i)と同様。
- (iii) 濃厚接触者ではない者が、感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される者。

【対応】

- (i) 感染者が発症した日、若しくは濃厚接触者と接触した日を0日として以後5日間は健康観察期間とする（自宅待機は行わない）。
- (ii) 健康観察期間も開催参加や執務等を行うことができるが、体調不良となった場合は、所属団体を通じて対策本部に報告し、その後の対応については所属団体からの指示を受けること。

iv. 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

【定義】

- (i) 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- (ii) 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある場合

【対応】

- (i) 帰国日翌日を起算日として、以後7日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。
- (ii) 当該事実が確認された日を起算日として、以後7日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

※入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室ホームページや最新の「水際対策強化に係る新たな措置」により確認をすること。[\(https://corona.go.jp/news/\)](https://corona.go.jp/news/)

b. 新型コロナウイルスの感染が完治した選手及び従事者（以下「完治者」という。）の開催参加、職場復帰及び抗原検査等実施の時期について

▶完治者が開催へ参加する場合又は業務へ従事する場合の時期及び方法については、原則、

保健所等の指示に従うものとする。

- ▶ただし、保健所等の指示する開催への参加等までの期間が、発症日（無症状者であった者の場合は保健所等が指定する日（以下「発症日等」という。））から7日間より短い場合、「4. a. ii. (iii)」の規定に鑑み、発症日等を0日として以後7日間は競輪に参加しない。
- ▶完治者に対する「3.」に定める抗原検査の実施については、発症日等を0日として10日間は実施しない。
- ▶その他保健所等から指示された内容に基づく対応を取ることとする。

(※2) 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>)

5. 車券発売について

ガイドライン5. cを遵守する。

6. 有観客開催について

ガイドライン5. dを遵守する。

7. 開催の可否について

当該競輪場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえたうえで、開催執務委員長が判断する。

a. 当該競輪場のある都道府県知事、市町村長から、開催自粛の要請があった場合、対策本部と連携し中止打ち切りとする。

b. 開催期間中において、当該開催に参加した選手（当該開催の中途欠場選手を含む）に感染者が確認された場合

保健所等と連携の上、原則として中止打ち切りとする。ただし、次のアからオのすべてに該当する場合に限り、医師・保健所等、選手代表、開催指導員、競技委員長の意見も踏まえ、開催執務委員長は開催を継続することができる。

ア. 感染が確認された選手以外の参加中の選手全員に対して抗原検査を実施すること

イ. 当該開催において感染が確認された選手が、「10. (30)」で定める一時隔離場所や医療機関・宿泊療養施設等において療養等、適切な措置を行えること

ウ. 「10. (30)」で定める一時隔離場所が整備されていること

エ. 当該開催に参加しているすべての選手の健康管理が適切に行われ、これが記録されていること

オ. 各施行者は、開催地域における感染状況や感染に対応する医療等の状況を踏まえ、

開催中止とする場合の参加選手の感染者数の見込みを開催前に立て、開催中の感染者数がこの見込みを超えていないこと

c. 従事者等に感染者が確認された場合

『選手と接触が多いと考えられる関係者(選手管理担当者、検車担当者、記者、業者等)』、
『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者(審判担当者、番組編成担当者、従事員(場内お客様担当を含む)、警備員等)』、『来場者』のそれぞれについて、保健所等と連携し関係者間で協議の上、開催の可否を決定する。

8. 開催中止又は開催継続決定時の対応について

a. 対策本部への報告

開催執務委員長は、開催中止又は開催継続が決定された時点で、速やかに「15.」連絡網に基づき対策本部に報告し、「開催中止・打ち切りに関する理由書」(様式4)又は「開催継続に関する理由書」(様式5)を提出する。

対策本部は「開催中止・打ち切りに関する理由書」又は「開催継続に関する理由書」に基づき、車両室に報告する。

b. 選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、「3. c. iv」に記載された対応を遵守し、速やかに医師や保健所への相談を指示する。

c. 来場者、関係機関、マスコミ等への通知

通常で開催中止時と同様の対応をとる。

9. 感染の予防

a. 感染リスクを減らすための行動について

ガイドライン5. a. iii)に記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

- ▶選手同士の会食や飲み会は行わないこと。また、選手同士以外であっても5人以上の会食や飲み会は行わないこと(同居家族を除く)。
- ▶感染リスクが高いと思われる場所への移動(例えば夜の街への外出等感染リスクのある行動)は回避すること。
- ▶緊急事態宣言区域では、日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛すること。また、まん延防止等重点措置区域においては、都道府県が定める区域、業態等にみだりに出入りしないこと。

10. 選手管理について

ガイドライン5. a及びb. iに記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

(1) マスク着用の徹底について

- ▶ 競輪参加中はマスク着用を徹底する。ただし、以下の場合に限り、マスクを着用しないことができるものとする。なお、マスクを着用しない場合にあつては、会話を禁止する。
- ▶ 十分なマスク着用の効果を得るために、不織布マスクの着用を推奨し、また、隙間ができないようにすることを励行するなど、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。

食事時

- ▶ 着席し食事を始めるときから食事を終えた時まで。

入浴時

- ▶ 脱衣所にて着衣を脱ぐときから入浴を終え、着衣を付けるときまで。

指定練習時

- ▶ バンク内における指定練習時においては、バンク入場時からバンク退場時まで。

選手紹介時

- ▶ 入場準備時より選手紹介を終えて、所定の車立てに自転車を格納するまで。

競走時

- ▶ 入場準備時より競走終了後息が整うまで。ただし、マスクを着用しない状態でブレスコントロールエリア※⁵から出ることを禁止する。

就寝時

- ▶ 就寝ブースに入りカーテンを閉めている間。

(2) 競走の参加前

- ▶ 競走に参加する際は原則単独移動とし、マスク着用及び手指消毒を徹底すること。

(3) 競走参加前の個人練習時

- ▶ ガイドライン5. a及び5. b. i. 1)を遵守する。
- ▶ 極力、個人練習とする。
- ▶ 自転車走行時以外のマスク着用を徹底する（マスクを外しての会話は禁止とする）。また、競輪場を使用して練習する場合で高強度な練習を行った場合は、練習終了後息が整うまで一定の時間（最低10分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と2m以上の距離を確保する。

(4) 参加当日起床時

- ▶ 選手は参加当日の起床時に検温を実施し、37.5℃又は平熱より1℃以上体温が高い場合を目安に参加を控えるとともに、その旨選手会を通じ対策本部に報告する。また、自身

の体調のみならず、同居する家族に体調不良者がいる場合は同様に参加を控えることとする。自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、保健所等への相談を指示する。

(5) 競輪場到着時

- ▶検温及び手帳に記入した過去2週間の体温、行動記録等の確認を行い、37.5℃以上の発熱が続く、平熱と比べて1℃以上体温が高い状態が続く、かぜ等の症状、過去2週間の体調に問題がある（同居する家族の体調に問題がある場合も含む）選手は、選手管理棟内に入れること無く隔離（場内救護室等）し、派遣医師の問診を行う。また、全選手は、新型コロナウイルス感染拡大予防の健康観察票（様式6）に記入する。
- ▶また、参加中は、特に体調管理に留意し、わずかな変化でも選手管理委員へ申告し、派遣医師等の診察等を受け、指示に従う。

(6) 到着後（選手管理エリア入場後）

- ▶「(1) マスク着用の徹底について」を遵守する。

(7) 参加状況申告時

- ▶できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を確保する。
- ▶選手管理委員は、競輪統一検査の検体提出から競輪場到着までの選手の感染リスクの高い行動を申告させ把握する。

(8) 参加受付時（帰郷時も同様）

- ▶床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。
（概ね10人分（できる限り2mを目安（最低1m以上）））

(9) 選手控室の利用

- ▶選手控室に選手が滞留しないよう宿舍居室を積極的に活用する。
- ▶選手控室は、原則として、競走準備以外には使用しない。
- ▶競走終了後の選手は極力立ち入らないよう別の待機場所の提供を検討する。
（会議室、休止中場内施設等）
- ▶選手控室を利用する場合には、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に選手控室に入らないよう、入場制限^{※3}、利用時間をずらすことや選手出身地域別の区割りではなくレース出走順への使用運用変更などの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気^{※4}を行うなど、3つの密を防ぐ（できる限り「ゼロ密」

を目指す) ことを徹底する。

(10) 検車確定検査時

- ▶床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。
（概ね10人分（できる限り2mを目安（最低1m以上）））
- ▶可能な限り検査時間の拡大を図る。

(11) 身体検査時

- ▶医務室への入室は原則3名までとする。可能な限り検査時間を拡大する。
- ▶落車発生時の同県選手の入室は原則1名とする。
- ▶できる限り2mを目安（最低1m以上）に距離を確保するよう努める。
- ▶到着時に記入した健康観察票に基づき派遣医師による問診を行い、参加の可否を判断し、参加不可となった場合には、派遣医師が指示する方法で帰郷する。

(12) 指定練習時

- ▶指定練習についてはできるだけ少人数単位で行うよう区分する。
- ▶練習終了後息が整うまで一定の時間（最低10分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と2m以上の距離を確保する。

(13) 自由練習時（ローラー練習）

- ▶練習台設置場所を1台おきとする等、できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を空けることとする。（投票所施設の有効利用も考慮）
- ▶練習台の間に飛沫防止のためにアクリル板・透明ビニールシートなどのパーティションを設置するとともに、使用後は各自で手すり等の消毒を徹底する。また十分な換気^{※4}を行う。
- ▶頭の位置が互い違いになるように練習台を配置するなどの工夫を行う。
- ▶ローラー練習終了後息が整うまで一定の時間（最低10分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と2m以上の距離を確保する。

(14) 開催式

- ▶原則として放送により実施する。選手は宿舍居室にて待機する。

(15) 輸送バス

- ▶運転席との間にビニールシート等で仕切りを設置する。
- ▶可能な限り増便するとともに、できる限り2mを目安に（最低1m）乗車区分を明確にし、座席間隔を十分に確保の上、バス内必要か所のアルコール消毒の実施や常時換気^{※4}を行う等、3つの密を防ぐ（できる限り「ゼロ密」を目指す）ことを徹底する。

(16) 入浴について

- ▶ サウナの使用は禁止する。また、人の距離の確保（できる限り2 m（最低1 m））のための入場制限^{※3}、個人用タオル、ブラシ等の持参を行うとともに、会話は禁止とする。
- ▶ 常時、何人が入浴中であるか分かるような入場制限の体制を構築する。
- ▶ 入場制限の人数に応じ、適宜、脱衣かごやカランを間引くなど、人の距離を確保する。
- ▶ 更衣室、ドライヤー等の備品の消毒、換気強化^{※4}等を行う。

(17) 食事について

- ▶ 食事中は黙食を徹底し、会話は禁止とする。
- ▶ 食堂の出入口・共有物付近には消毒液を設置し、使用前には必ず手指の消毒を行う。
- ▶ 選手毎（地区毎等）に夕食時間を指定する。（15分以内）
- ▶ 椅子へのマーキング（×印）によりできる限り2 m（最低1 m）距離を確保し、対面で座らないなどの工夫を行い、席間にアクリル板や透明ビニールカーテン等のパーティションを設置する。
- ▶ 可能な限りセットメニューとする。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・洗浄してトング類を共用しない、ビニール手袋等を使用する等の感染防止策を徹底する。
- ▶ 長時間の滞在を招きかねない、メニュー等は提供しない。
- ▶ サーキュレーターや小型扇風機などを活用し、空気の流れを確保する。
- ▶ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ▶ 当分の間飲酒は禁止とする。

(18) 選手宿舎（居室）

- ▶ 可能な限り個室とする。
- ▶ 選手の居室の指定にあたっては、当該選手が直前に出場した場における感染状況、当該選手の居住地における感染状況及び緊急事態宣言等の発令状況等を十分に考慮するものとする。
- ▶ 個室とすることが難しい場合には、専門家の指導に従い、可能な限り同部屋選手数を減らし、かつ、同部屋の選手ができる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を保てるよう、部屋内にパーティション等を設置し、個室に相当する部屋の空間の確保と選手配置について最大限の見直しを行う。また、居室であってもマスクの着用（就寝ブースに入りカーテンをしている時は除く）、共用スペースにおける複数での飲食等を行わないことを徹底し、飛沫対策を講じる。

※可能であれば分宿対応も検討する。

- ▶サーキュレーターや小型扇風機などを活用し、居室の空気の流れを確保する。
- ▶選手の就寝時を除き、選手が部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上（かつ1回5分間以上）、窓を開け換気する、宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合にも、必要な換気量が不足する際は、窓開放との併用が有効である。

(19) 選手宿舎

- ▶選手が多数集まる場所（喫茶コーナー、談話スペース等）の利用を制限する。制限を解除する場合は、ガイドライン5. b. i. 2) (a) (iv) を遵守する。

(20) マッサージ

- ▶当分の間取り止めとする。

(21) 就寝時

- ▶就寝前における検温の実施を徹底し、わずかな変化でも選手管理委員へ申告し、指示に従う。

(22) 起床時

- ▶起床時における検温の実施を徹底し、わずかな変化でも選手管理委員へ申告し、指示に従う。

(23) 発熱者等発生時

- ▶開催中（前検日を含む。）に発熱（37.5℃以上又は平熱より1℃以上体温が高い場合）、咳、下痢、倦怠感その他体調の異常を訴える、若しくは服薬（風邪薬、頭痛薬等）の処方を希望する選手は、「3. c. ii」に定める抗原検査を実施する。選手管理委員はその情報を適切に記録する。（様式7）

(24) レース前

- ▶控室の換気徹底（ドア開放等）※⁴
- ▶選手間の距離の確保（できる限り2m（最低1m））

(25) レース後

- ▶レース終了後直前控室への再入室を禁止するとともに、可能な限りマスクを着用し、息が整うまで一定の時間（ゴール後最低10分間）は、会話は禁止し他の選手と3m以上（パーティションの設置がある場合は、できる限り2m（最低1m）の距離を確保した上、プレスコントロールエリア※⁵に留まること。
- ▶レース終了選手の自転車の受取りは、飛沫感染防止の観点から行わない。

(26) トイレ

- ▶ガイドライン5. b. i. 2) (a) (v) を遵守する。

(27) 直前控室

- ▶選手点呼時はオープンスペースを使用する等、直前控室にできるだけ滞在しない運用とする。
- ▶椅子の間に飛沫防止のためにアクリル板・透明ビニールシートなどのパーティションを設置するとともに、使用後は消毒を徹底する。また十分な換気^{*4}を行う。
- ▶選手点呼の際は、発声による点呼は行わず、指差し確認とする。
- ▶指定練習時及びレース終了後の選手の入室を禁止する。

(28) 喫煙所

- ▶屋内喫煙所は使用しない。ただし、屋外喫煙所を設ける場合は、他の選手とできる限り2 m（最低1 m）の距離を確保の上、会話は禁止とし、定員を設けることや対面とならないなどの工夫を行うこと。

(29) 随時

- ▶時間毎（例：レース毎）に管理施設全般のアルコール消毒を実施する。消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- ▶宿舎居室を含む管理棟各所への消毒液設置個所を増設し、手指消毒の励行強化を徹底する。
- ▶宿舎居室、選手控室のゴミは放置せず、鼻水や唾液などがついたゴミや使用済みマスクがある場合はビニール袋に密閉し、ゴミ箱へ速やかに格納する等、衛生管理に努める。また、飲みかけの飲料は放置しない。
- ▶ゴミはこまめに回収し、ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ▶ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ▶素手でのハイタッチや握手等を控える。
- ▶日常の警戒の呼びかけとして、選手の感染を確認する都度、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意し、全選手に対して一斉メールするとともに、全施行者にも周知する。

※上記の他、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避ける（できる限り「ゼロ密」を目指す）よう積極的対策を実施すること。

(30) 一時隔離場所

- ▶一時隔離場所を整備する場合は以下の条件を満たすこと。

項目	内容
居室	個室
ゾーニング	他の選手及び従事員等のエリアとは明確に区分された場所に設置し、ゾーニング（感染領域と非感染領域）を明確にする。
設備等	寝具、手洗い設備、冷暖房設備、トイレ ※トイレは居室に備わっていることが望ましいが、共用とする場合、運用面で十分配慮すること。
備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調を管理する備品 (体温計、パルスオキシメーター、解熱剤、飲料水など) ・ 滞在に必要な日用品 (リネン類、タオル類、ティッシュ、ゴミ袋など) ・ 二次感染を防止するための備品 (サージカルマスク、ガウン、ゴーグル(フェイスシールド)、手袋など)
食事	必要に応じ、食事(弁当)の配給
連絡体制	感染者との通信手段(トランシーバー・電話など)
清掃・消毒	使用後は、十分な換気を行った上で、通常の清掃に加え、消毒を行うこと。

(31) 感染が確認された選手への対応

開催期間中の抗原検査等により感染が確認された選手の帰郷の対応については、医療機関等の指示を受け、施行者の責任により判断することとする。帰郷不可の選手については、療養期間が解除されるまで開催地近傍の宿泊療養施設や競輪場内の一時隔離場所に留め置くこととする。

(32) 開催中の体調管理チェックと健康観察票(様式6)への記載

▶開催中は、次のことを行う。

- ・ 前検日の新型コロナウイルス感染拡大予防の健康観察票にある症状を訴え記入した選手は毎日の抗原検査の結果を記録し選手管理委員へ報告する。
- ・ 選手は、毎日就寝前及び起床時に検温を実施し、結果を健康観察票へ記載し、選手管理委員へ報告する。
- ・ 開催中(前検日を含む。)に発熱(37.5℃以上又は平熱より1℃以上体温が高い場合)、咳、下痢、倦怠感その他体調の異常を訴える、若しくは服薬(風邪薬、頭痛薬等)の処方を希望する選手は速やかに選手管理委員にその旨を申告する。

(33) 感染者となった選手への聞き取り内容の把握

▶選手管理委員は、保健所等、派遣医師による感染者への聞き取り内容を選手に確認し把握する。

(※3) 選手控室等の面積に対し、選手一人の専有面積を4㎡等のできる限り2mを目安に(最低1m) 距離を確保できる面積で割った数を上限人数とする。

(※4) 適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)の徹底。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。寒冷な場面における換気を適切に行う上では、特に密が発生しやすい場所において、CO₂モニター等で換気を確認(1000ppm以下)すること、温度を維持しながら適度な常時換気を行うこと及び加湿器等で適度な湿度を維持する工夫をすることが推奨される。

(※5) プレスコントロールエリアとは、オープンスペースを基本とした、競輪場ごとで指定された場所をいう。

11. 従事者等について

ガイドライン5. a及びb. iiに記載された対応を遵守する。

12. 選手取材にあたっての留意事項について(報道関係者あて)

- ▶取材者の人数については最小限とするよう各社調整願います。取材をされない営業担当者等の来場はご遠慮下さい。
- ▶取材前に検温するなどして体調管理に努め、体調不良(発熱[37.5℃以上又は平熱より1℃以上体温が高い場合]・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の方は来場をご遠慮ください。また、過去9日間に発熱(37.5℃以上又は平熱より1℃以上体温が高い場合)のある方についても来場をご遠慮ください。
- ▶新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は来場をご遠慮下さい。
- ▶開催に来場する初日の取材出発前にPCR検査(検体採取は5～4日前以降)もしくは抗原検査(居住地にて出発前)を行い「陰性」を確認した上で競輪場へ出発してください。
- ▶「陰性」の結果証明は、陰性を示す文書等(抗原検査の場合は「検査実施日時が分かるもの(当日の新聞日付部分、時計の日付など、日付が証明できるもの)」と一緒に撮影した写真等)をもって当該開催での取材を許可することといたします。
- ▶上記証明書等の確認は、下記健康状況確認表提出時に併せて確認します(初来訪時のみ)。

- ▶各競輪場の報道受付(GⅢ以上)又は守衛所等(FⅠ・FⅡ・250)に体温計を用意いたします。前検日から最終日まで、入場時に担当者が立会って検温を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。※早朝時の開門前などは自主検温にてお願いいたします。
 - ▶検温により37.5℃未満又は平熱より1℃未満であることが確認されましたら検温証明書を発行いたしますので、終日着用をお願いいたします。※毎日発行
 - ▶あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状況確認表の記入にご協力をお願いいたします。
 - ▶37.5℃以上の発熱がある方又は平熱より1℃以上体温が高い方は、競輪場から退出していただきますのでご了承下さい。
 - ▶手洗いの徹底・うがい・咳エチケットの励行、消毒液による手指消毒をこまめに実施してください。
 - ▶選手取材にあたってはマスク着用を義務化いたします。※マスクは各自でご用意ください。なお、マスクを着用していない方の選手管理エリアへの立入りは厳重にお断りいたします。
 - ▶取材時は、選手と一定の距離(2m程度)あけてください。取材可能エリアにおいて、選手の立ち位置及び取材者の立ち位置を明示いたしますので、指定された場所での取材をお願いいたします。
 - ▶選手と接する時間が長時間に亘らないよう行ってください。また、取材目的以外の選手とのコミュニケーションは控えていただくようお願いいたします。
 - ▶囲み取材は2名以内(GP・GI・GII・GIII開催等については3名以内)で実施するようお願いいたします。取材者間で密着・密集しないようご注意ください。
 - ▶検車場など選手管理エリアへの入場人数を制限する場合がございますのでご協力をお願いいたします。
 - ▶共同インタビューについては、屋外若しくはそれに準じた場所で行います。
 - ▶記者席内の換気をこまめに行ってください。※1時間に2回以上、かつ、1回5分間以上。
 - ▶選手もマスク着用してインタビューを受けますのでご了承下さい。
 - ▶選手胴上げについては、感染リスク防止の観点から行いません。
 - ▶開催中の取材全般につきましては、競技実施法人担当者の指示に従ってください。
- ※なお、本留意事項は新型コロナウイルス感染症の感染状況により、随時見直しを行います。

13. 取引先等の対応について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年9月28日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月29日[令和3年11月2日改訂])」を策定した。

管理エリアに出入りする取引先等については、立入りの必要性を検討することとし、立入

りを認める場合は、当該ガイドラインに基づき、下記により感染防止の協力を要請することとする。

記

- ▶立入りの人数については、最小限の人数で依頼する。
- ▶体調管理に努め、体調不良(熱が37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の場合は、立ち入りを認めない。
- ▶新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、立ち入りを認めない。
- ▶立入り時には、担当者が立会って検温を実施する。
- ▶立入り時には、マスクを必ず着用する。
- ▶日頃からの石鹸による手洗いの徹底・手指のアルコールによる消毒・うがい・咳エチケットを励行する。
- ▶人との間隔は、できる限り2mを目安に(最低1m)空けるよう努める。

14. 「クラスター対策特別調査チーム」について(別紙1)

- ▶オミクロン株の発症間隔(一次感染者の発症時間から二次感染者の発症時間との時間間隔)の中央値は2.6日であり、95%が4.9日までの間であると推定されることから^{※6}、開催終了後5日以内に発症した陽性者が多数発生した競輪場について、調査を実施し、対策状況の確認を行い、必要に応じて改善策を講ずる。

(※6)「国立感染症研究所：SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統(オミクロン株)の発症間隔の推定：暫定報告」(令和4年1月31日版)

15. 新型コロナウイルス感染症対策本部連絡網(別紙2)

以上